

社会福祉法人中川町社会福祉協議会

令和7年度事業計画



社会福祉法人中川町社会福祉協議会

社会福祉法人 中川町社会福祉協議会 令和7年度事業計画

新型コロナウイルスの影響により、多くの人々が経済的困窮や社会的孤立、失業や収入減少によって生活が厳しくなったことなどから、高齢者や障がい者のケア負担増加など、生活課題はより複雑になっています。

そのため、医療・福祉・介護・行政・地域など、多職種・多分野が連携しながら支援を行うことが不可欠です。

これまでの枠組みでは対応が困難な課題等に対して、多職種分野との幅広い連携による対応と支援が求められています。さらに人口減少が続く中、2025年にはいわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢となることから、今後ますます高齢化が進展し、社会保障制度をとりまく環境と将来の社会保障の課題が重要となります。

中川町においても人口減少や超高齢化による働き手不足、物価上昇対策及び介護職員等の賃上げの取り組みなどから、厳しい経営状況下で中川町からの運営補助等の額も増大しております。

本法人は、社会福祉協議会の理念である「地域共生社会の実現」を目指し、地域住民と連携しながら、すべての人が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するとともに、地域に根差した福祉サービスの充実と継続的な発展を目指し、高齢者福祉の質の向上に努める必要があります。

第9期中川町介護保険事業計画（R6～R8）で具体化された特別養護老人ホーム更新計画を受け、中川町社会福祉協議会も更なる基盤強化が求められています。

令和7年度は、ご利用者の生活の質を向上させるとともに、職員の労働環境改善を図るため、グループホーム事業の統合を推進し、特別養護老人ホーム（特養）における包括的な支援体制を再構築するなど、新たなフェーズに向けた初年度として、これまでの取り組みを土台にしながら、より持続可能で包括的な福祉サービスを提供するための変革を進めます。

法人総務課

令和7年度事業計画書

【1】法人運営事業

○社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会は、中川町における地域福祉や在宅福祉、介護保険事業の推進等、多様な福祉推進の中核組織として、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」としての役割を果たしてまいります。

介護保険事業では、特別養護老人ホーム建て替えが決定され、他事業の円滑な組織運営と自主財源の確保・事業者としての健全な事業経営につなげてまいります。また、地域福祉活動、在宅福祉事業へと全力で取り組んでまいります。

1.役職員研修

社会福祉協議会を取り巻く近年の動向や果たすべき役割を認識し、効率的な組織運営、各事業への取り組みについて認識を深めます。

2.財源確保

・会員加入の促進

社会福祉協議会は「住民主体・住民参加の理念に基づいて生まれた住民組織であり、様々な地域福祉・在宅福祉事業を実施していること」への理解のため、広報誌やホームページ等を活用したPRを実施し、広く個人・賛助・特別会員の加入促進を目指します。

・公費財源の確保

指定管理者としての認識を強く持ち、その立場と信頼・責任を基に、行政をはじめとする関係機関との連携・協議を行い、各種事業を積極的、効率的に実施します。また、町民の皆様の

ご理解とご協力により「赤い羽根共同募金運動」を実施し、共同募金助成金を確保し、各種事業の効率的な展開を図ります。

・介護保険事業における質の向上と効率的展開

訪問介護・通所介護・居宅介護支援・特別養護老人ホームの介護保険事業実施にあたり、ご利用者の QOL 向上に向け安心して安全な、より良いサービスの実施、効率的な事業展開により収入の確保を図り、社会福祉協議会基盤の強化につなげます。

また、常態化している介護職員等の不足解消に向けて外国人労働者受入事業に取り組みを継続し、町内の学校に向けて福祉に対する理解を深める取り組みをすすめます。

3.社会福祉協議会財務運営管理

事業型社協として、施設運営や事業の効率的な運営を推進し、財政基盤の確立を図り、将来的な展望を見据えることが重要になります。施設等の在り方に関する考察について、引き続き中川町への提言へとつなげてまいります。

【2】地域福祉事業

○地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

住民の主体的参加による地域福祉への取り組みや住みよいまちづくり運動の推進を図るために、行政をはじめとする関係団体との連携を密にするとともに、そうした活動への支援を行います。

1.小地域ネットワーク活動の推進

町内会・自治会単位を基盤とした住民の自主的な参加・協力によるネットワークを構築し、だれもが安心して生活できる、見守りやたすけあい活動を推進するための協力や助成を行います。

ます。

2. ボランティア活動センター事業の実施

ボランティア活動の啓発・取り組みを通して地域福祉の推進及び住みよいまちづくりに寄与するとともに、関係する団体・個人との連絡調整を行います。

ボランティアの参加拡大や意識向上を目的に商工会とタイアップしたボランティアポイント制度を継続して展開いたします。

3. ボランティア活動校への助成

小・中学校を対象に児童、生徒の社会福祉への理解と関心を高め、思いやりの心・ボランティアの心を育むこと、また、地域福祉の拠点のひとつである学校の自主的且つ継続的なボランティア活動の振興を図ることを目的として取り組みます。

4. 「ミニふれあい広場」事業の実施

中央小学校5年生を対象にデイサービスご利用者・ボランティアとのふれあい・交流を通してお互いを理解し合い、地域の方々の豊かな経験を伝えていただくことで、社会福祉や介護保険事業への理解と関心を高め、ボランティアの心を育むことを目的として取り組みます。

5. 各種団体事務局業務の受託

地域福祉の推進及び住みよいまちづくり運動の担い手となる各福祉団体の事務局を担当し、事務的支援や活動に対する助言を行うことで、円滑な事業運営を図るとともに、会員自ら企画・運営に関われる体制づくりや意識啓発に努めてまいります。

- ・ 中川町共同募金委員会
- ・ 中川町老人クラブ連合会
- ・ 中川町身体障がい者福祉協会

- ・中川町遺族会
- ・中川町ボランティアサークル「つつじの会」
- ・中川町高齢者就労センター

6.心配ごと相談事業

町民の日常生活上の不安や悩みに対する各種相談に対応し、適切な助言や専門機関への紹介を通して、問題の解決を図り、住民生活の安心と向上に寄与します。

7.生活福祉資金貸付事業（実施主体＝北海道社会福祉協議会）

低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯が地域で自立した生活を送れるよう支援（資金貸付）する地域福祉サービスのひとつで総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

8.日常生活自立支援事業

病気の進行や加齢によって自己決定能力が低下し、日常生活に不安を抱えている方々に対して、あらかじめ委嘱された「生活支援員」が金銭の出納や公共料金の支払い等の金銭管理サービスの運用に向けて取り組みます。

9.生活困窮者自立相談支援事業（かみかわ生活安心センター）

生活上の悩みや経済的困りごとなどの課題を解決するために相談したり、専門機関への橋渡しをして問題の解決、生活の自立を図るためかみかわ生活安心センターとともに支援します。

10.社会福祉金庫の運営

災害や疾病の他、出産、葬祭等の緊急不時の出費を必要とする方に対して、一時的な生活支援のために生活資金を貸付けることにより経済的自立を図ることを目的として実施します。

11.弔慰金の奉呈並びに会葬礼状作成に係る助成事業

社会福祉協議会会員であった方に対する感謝と弔意をこめて弔慰金を奉呈します。また、会葬礼状作成に係る印刷費用の助成を実施します。

12.看護・介護等専門資格取得希望者に係る修学資金貸付事業

地元の中学・高校卒業生・地方で在学中の方々と、福祉や医療現場への就職を希望し「看護師や保健師、介護福祉士等」の資格取得を目指している方々を対象に「修学資金」の貸し付けを行います。

13.生活支援体制整備事業の受託

高齢者の生活支援等サービス体制整備事業として、地域のニーズ調査と資源開発を行い、ネットワークを構築します。また、サービスの担い手養成や高齢者の居場所作り等地域包括支援センター等と連携し事業を推進します。

【3】在宅福祉事業

○在宅福祉サービスの積極的展開と組織体制の強化

地域住民の心身の健康保持及び生活の安全のために、ご利用者が可能な限り在宅で自立した生活を営むために、様々な在宅サービスを実施すると同時に、より効率的な事業展開が可能な仕組みの確立を目指します。

1.中川町介護予防・生活支援事業の受託

(1) 配食サービス事業

病気の進行や加齢による身体機能の低下によって自力での調理が困難となり、町が必要と認めた高齢者に対し、栄養バランスのとれた夕食を提供（月～金 1食 350円）すること

で、健康を維持するとともに、安否を確認し健康状態等に異常があった場合には、速やかに関係機関に連絡します。

(2) 外出支援サービス事業

病気の進行や加齢による身体機能の低下によって自力での通院が困難となり、町が必要と認めた高齢者に対し、移送用車両によりご利用者の自宅と医療機関を送迎する通院介助を行い、ご利用者の健康維持を図ります。

(3) 訪問型サービス A

病気の進行や加齢による身体機能の低下によって日常生活における軽易な援助が必要となり、町が必要と認めた高齢者に対し、ホームヘルプサービスを提供することによって、在宅での自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止します。

(4) 通所型サービス A

病気の進行や加齢による身体機能の低下によって自宅にこもりがちとなり、町が必要と認めた高齢者に対し、デイサービスセンター等において日常動作訓練から、趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供することによって地域の人たちとの交流を図り、閉じこもりをなくし要介護状態への進行を防止します。

(5) 除雪サービス事業

病気の進行や加齢による身体機能の低下によって自力での除雪作業が困難となり、町が必要と認めた高齢者に対し、冬期間の生活を援助するため、生活通路、玄関及び窓等の除雪サービスを実施し、冬期間の生活を確保します。

(6) 生活管理指導短期宿泊事業

高齢者の介護を行っている家族が、疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転

勤、看護、公的行事への出席等の社会的理由または私的理由によって介護できない場合、軽易な支援を一時的に提供することで、介護者の便宜を図ります。

2.ふれあい昼食会の実施（4月～12月に7回実施）

概ね65歳以上の町民を対象に「会食型」の昼食会を開催し、軽い運動やレクリエーション、講話形式の懇談会等に加えて、ボランティア手作りの昼食を召し上がっていただくことで、知人・友人との会話やコミュニケーションを通して楽しいひと時を過ごせる社会的交流の場を提供します。

3.苦情解決体制（窓口）の整備

社会福祉協議会が実施する各種事業やサービスに関する町民及びご利用者・ご家族からの意見や要望、あるいは苦情に対して迅速且つ誠意を持った対応と、的確な処理を心がけることで、円滑な解決を図ります。

【4】福祉意識の啓発、基盤整備事業

○福祉意識の啓発と広報活動の実施

地域福祉の推進及び住みやすいまちづくり運動の担い手となる町民の方々の意識啓発や福祉意識の向上を目的として、広報誌の発行やホームページ更新を行います。

また、各種団体の協力による「なかがわふれあい広場 2025」を開催いたします。

1.「社協だより」の発行

会員である町民の皆様、当社会福祉協議会が行っている各種事業やサービスの他、様々な福祉関連情報の提供を目的として「なかがわ社協だより」を発行します。

2.「なかがわふれあい広場」開催事業

「住み慣れた地域でたすけあいながら安心して暮らせる住みよいまちづくり」を目指して、各種団体等と協力しながら、「なかがわふれあい広場 2025」を開催します。

3.ホームページによる情報発信

当社会福祉協議会が行っている各種事業やサービス、財務会計等様々な福祉関連情報を、ホームページにて随時更新して発信します。

<http://nakagawashakyou.hp.gogo.jp/pc/>

4. ボランティアポイント制度の実施

中川町ボランティアポイント制度社会実証実験を継続し、ボランティアへの理解を深めてまいります。

中川町社協指定訪問介護事業所

令和7年度事業計画

【1】基本方針

介護保険法及び障害者総合支援法の趣旨に沿って、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活をいとなくことが出来るよう、訪問介護サービスを提供します。

サービスを提供することによって、高齢者及び障がい者（児）の健全で安定した在宅生活の援助、社会的孤立の解消、心身機能の維持及び向上などを図ると共に、そのご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

訪問介護を利用するにあたっては、個々のニーズに対応したサービスの提供に努め、生活能力の維持・向上を目的とし、自立支援を重視した介護や生活支援を行いながら、地域の方からも信頼されるよう努めます。

また、ご利用者の確保を図るためにも居宅介護支援事業所や中川町地域包括支援センターとの連携をより一層図ります。

【2】利用対象者

介護保険法に基づき、要介護認定者及び要支援認定者等（介護予防・日常生活支援総合事業）、障害者総合支援法に基づき、身体障がい者・知的障がい者・精神障害者（発達障がいを含む）を対象とする。

【3】利用時間及び利用日

月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始 12/31～1/5 は除く）

午前8時30分～午後5時30分までを開所時間・サービス提供時間とする。

【4】訪問介護計画

ご利用者個々の居宅介護支援計画により在宅生活維持のために必要な援助を訪問介護計画に策定し、その心身の状況に応じたサービス提供を図ります。

また、居宅介護支援事業者及び関係機関等との情報交換を行い、心身に変化に応じた援助を行います。

【5】苦情処理及び事故等の防止

提供サービスに対する苦情が発生した際は、速やかに苦情解決処理方法に則り、対応、解決を図ります。

職員は、日頃よりご利用者との接遇に気を配り、ご利用者並びにご家族との良好な関係を気づくように努めます。

ご利用者に対し、環境整備や状況に応じ、創意工夫により未然に事故の予防に努めます。また、事故等が発生した場合は速やかに最善の対処を行います。

【6】サービス提供

職員は常にご利用者に対し、言葉遣い、接遇に配慮し、ご本人はもとより、周囲への不快感を与えるような言動をしてはならない。加えて、ご利用時の有意義な時間を過ごすための配慮を行います。

- 1) 身体介護～食事や入浴、排せつなどに関するケア
- 2) 生活援助～掃除や洗濯、調理、買い物などに関するケア
- 3) 同行援護（視覚障害）～通院、買い物、社会参加などの外出における安全な移動と情報提供に関するケア

【7】緊急時対応

ご利用中の体調変化には十分配慮し、サービス提供を行います。

訪問介護の提供を行っている時にご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、状態確認を行い、速やかに主治医の医師等に連絡するなどの処置を講じ、管理者に報告します。

サービス提供責任者は経過及び対応について速やかに家族へ報告するとともに、居宅介護支援事業所へ経緯を報告します。

火災及び自然災害について「防災計画」及び「BCP」により避難訓練等を通じ、日頃から防災意識を持って業務にあたります。

【8】感染症予防

感染症対策として、地域の流行情報に注意し、ご利用者個々の体調はもとより、ご家庭内の情報を確認しながら、注意喚起を行います。

予防策として、ご利用開始時の手指の消毒を行ったり、帰宅後の手洗いの励行をお願いしていきます。

感染症予防としては、職員側も手洗い・手指消毒の徹底や使い捨て手袋やガウン、体調管理の徹底を行います。

【9】職員の資質向上

サービス向上を図るため、職場内研修を実施し、専門性の高い研修については、研修計画により外部研修へ参加することとします。また、毎日のミーティングや職員会議で行事等の内容や業務、ご利用者個々の状態の共有を図ります。

中川町社協デイサービスセンター

令和7年度事業計画

【1】基本方針

介護保険法の趣旨に沿って、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活をいとなくことが出来るよう、通所介護サービスを提供します。

サービスを提供することによってこれらの高齢者の健全で安定した在宅生活の援助、社会的孤立の解消、心身機能の維持及び向上などを図ると共に、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

通所介護を利用するにあたっては、個々のニーズに対応したサービスの提供に努め、生活に張りとりズムを作ることで、活動量を維持しながら精神的安定が図れるよう努めながら、地域の方からも信頼されるよう努めます。

また、ご利用者の確保を図るためにも居宅介護支援事業所や中川町地域包括支援センターとの連携をより一層図ります。

【2】利用定員及び対象者

要介護認定者及び要支援認定者等（介護予防・日常生活支援総合事業）を対象として、定員15名とする。

【3】利用時間及び利用日

月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始12/31～1/5は除く）

午前8時30分～午後5時30分までを開所時間として、サービス提供時間は午前9時15分～午後4時30分とする。

【4】通所介護計画

ご利用者個々の居宅介護支援計画により在宅生活維持のために必要な援助を通所介護計画に策定し、その心身の状況に応じたサービス提供を図ります。

また、居宅介護支援事業者及び関係機関等との情報交換を行い、心身に変化に応じた援助を行います。

【5】苦情処理及び事故等の防止

提供サービスに対する苦情が発生した際は、速やかに苦情解決処理方法に則り、対応、解決を図ります。

また、職員は、日頃よりご利用者との接遇に気を配り、ご利用者並びにご家族との良好な関係を気づくように努めます。

ご利用者に対し、環境整備や状況に応じ、創意工夫により未然に事故の予防に努めます。また、事故等が発生した場合は速やかに最善の対処を行います。

【6】サービス提供

職員は常にご利用者に対し、言葉遣い、接遇に配慮し、ご本人はもとより、周囲への不快感を与えるような言動をしてはならない。加えて、ご利用時の有意義な時間を過ごすための配慮を行います。

- 1) 食事・水分摂取等に関するケア
- 2) 排泄に関するケア
- 3) 入浴・清拭に関するケア
- 4) 健康に関するケア
- 5) 心理・社会面に関するケア

【7】緊急時対応

ご利用中の体調変化には十分配慮し、サービス提供を行います。

通所介護の提供を行っている時にご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、看護職員による状態確認を行い、速やかに主治医の医師等に連絡するなどの処置を講じ、管理者に報告します。

生活相談員は経過及び対応について速やかに家族へ報告するとともに、居宅介護支援事業所へ経緯を報告します。

火災及び自然災害について「防災計画」及び「BCP」により避難訓練等を通じ、日頃から防災意識を持って業務にあたります。

【8】感染症予防

感染症対策として、地域の流行情報に注意し、ご利用者個々の体調はもとより、ご家庭内の情報を確認しながら、注意喚起を行います。

予防策として、ご利用開始時の手指の消毒を実施したり、帰宅後の手洗いの励行をお願いしていきます。

施設内感染症予防としては、アルコール及び次亜塩素酸等を用いての拭き掃除（消毒）、職員の体調管理を行います。

【9】職員の資質向上

サービス向上を図るため、職場内研修を実施し、専門性の高い研修については、研修計画により外部研修へ参加することとします。また、毎日のミーティングや職員会議で行事等の内容や業務、ご利用者個々の状態の共有を図ります。

【10】運営推進会議

サービス向上を図ることを目的に、保険者や地域の代表、ご利用者ご家族により運営推進会議を開催し、評価を受けるとともにご要望や助言をお聞きする機会を設けます。

【11】日 課

時間	ご利用者日課
8:30	送迎車出発
9:15	送迎車到着/出迎え/連絡帳受け取り/健康チェック（体温・血圧・他）/入浴
11:30	トイレ誘導/軽運動・体操
12:00	昼食/服薬
14:00	静養/自由
14:30	アクティビティー
15:30	おやつ
16:00	帰宅準備
16:30	送迎車出発
17:30	送迎車到着/業務終了

【12】行事及び会議・研修計画

	行事	会議・研修
4月	昼食会「花見」 桜見学	職員会議 入浴研修
5月	昼食会 菜の花見学 小学校運動会見学	職員会議 感染対策委員会
6月	昼食会 幼児センター運動会見学	職員会議 身体拘束廃止・虐待防止委員会
7月	昼食会	職員会議 相談員援助職員専門研修
8月	昼食会 夏祭り会	職員会議 介護職員専門研修Ⅱ 運営推進会議
9月	昼食会 お楽しみ会	職員会議 避難訓練

10 月	昼食会 紅葉見学	職員会議 上川北部地区老人福祉施設相談員・栄養士部会研修
11 月	昼食会	職員会議 感染対策委員会/感染症及び災害教育件数
12 月	昼食会「クリスマス」 クリスマス会 蕎麦打ち会	職員会議 身体拘束廃止・虐待防止委員会
1 月	昼食会 中川消防団獅子舞	職員会議
2 月	昼食会「節分」 節分	職員会議 運営推進会議
3 月	昼食会「ひな祭り」	職員会議

中川町社協指定居宅介護支援事業所

令和7年度事業計画

【1】基本方針

介護支援専門員は、要介護状態等となった場合においても介護保険法の趣旨に沿って、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活をいとなくことが出来るよう配慮して支援します。

意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に心身の状況やその置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが効率的に提供されるよう配慮して支援します。

また、地域包括支援センターや医療機関等との連携に努め、他職種協同を図ります。

【2】利用対象者

介護保険法に基づき、要介護認定者を対象とする。

【3】利用時間及び利用日

月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始 12/31～1/5 は除く）

午前8時30分～午後5時30分までを開所時間・サービス提供時間とする。

【4】ご利用者援助の展開過程

ご利用者個々の居宅介護支援計画により在宅生活維持のための支援の方向性や目標、課題、提供する具体的なサービスなどを提案致します。

その後、サービス提供事業所及び関係機関等との情報交換を行い、心身に変化に応じた援助の

調整・提供を行います。

また、毎月、計画通りにサービスが提供されているか、現在のご利用者の状況に適したサービスが行われているかどうかを評価し、必要があれば修正を行っていきます。

【5】苦情処理及び事故等の防止

提供サービスに対する苦情が発生した際は、速やかに苦情解決処理方法に則り、対応、解決を図ります。

職員は、日頃よりご利用者との接遇に気を配り、ご利用者並びにご家族との良好な関係を気づくように努めます。

ご利用者に対し、環境整備や状況に応じ、創意工夫により未然に事故の予防に努めます。また、事故等が発生した場合は速やかに最善の対処を行います。

【6】サービス提供

職員は常にご利用者に対し、言葉遣い、接遇に配慮し、ご本人はもとより、周囲への不快感を与えるような言動をしてはならない。加えて、ご利用時の有意義な時間を過ごすための配慮を行います。

- ・ 居宅サービス利用者の更新、区分変更に伴う援助。
- ・ 居宅サービス計画の作成・更新。
- ・ サービス提供票及び利用票の作成・変更。
- ・ 利用者宅への毎月の訪問と毎月のモニタリングの実施。
- ・ 居宅サービス事業者等その他の者との連絡調整。
- ・ 介護保険施設利用等その他の便宜の提供。
- ・ 介護保険制度の周知及び情報開示。
- ・ サービス担当者会議の開催及び事業者への照会。

- ・ 居宅介護支援に関する記録の作成。
- ・ 住宅改修に伴う書面の作成。

【7】緊急時対応

ご利用中の体調変化には十分配慮し、サービス提供を行います。

病状の急変やその他緊急事態が生じた時は、状態確認を行い、速やかに主治医の医師等に連絡するなどの処置を講じ、管理者に報告します。

介護支援専門員は、経過及び対応について速やかに家族へ報告を行います。

火災及び自然災害について「防災計画」及び「BCP」により避難訓練等を通じ、日頃から防災意識を持って業務にあたります。

【8】感染症予防

感染症対策として、地域の流行情報に注意し、ご利用者個々の体調はもとより、ご家庭内の情報を確認しながら、注意喚起を行います。

予防策として、ご利用開始時の手指の消毒を行ったり、自宅での手洗いの励行をお願いしていきます。

感染症予防としては、職員側も手洗い・手指消毒や体調管理の徹底を行います。

【9】職員の資質向上

サービス向上を図るため、職場内研修を実施し、専門性の高い研修については、研修計画により外部研修へ参加することとします。また、毎日のミーティングや職員会議で行事等の内容や業務、ご利用者個々の状態の共有を図ります。

【10】会議・研修計画

	会議・研修
4月	職員会議
5月	職員会議 感染対策委員会
6月	職員会議 身体拘束廃止・虐待防止委員会
7月	職員会議
8月	職員会議 主任介護支援専門員更新研修
9月	職員会議 資質向上研修
10月	職員会議 生活支援コーディネーター研修
11月	職員会議 感染対策委員会/感染症及び災害教育研修
12月	職員会議 身体拘束廃止・虐待防止委員会
1月	職員会議
2月	職員会議
3月	職員会議

中川町社協特別養護老人ホーム 一心苑

令和7年度事業計画

【1】運営方針

一心苑の理念である「福祉は心、心を地域に」の下、生まれ育った中川町・慣れ親しんだ中川町で生涯を過ごせる・安心して生活していける場として地域の皆様の信頼と期待に応えられる施設運営に努めていきます。

今年度4月1日付でグループホームひだまりとの統合が決定し、入所者・職員を含めて新たな体制での出発となりますが、グループホームの特性のひとつである個別ケア・その人に寄り添ったケアの実践を再確認し重点項目として取り組んでいくこととします。

今後も引き続き課題となり得る人材の登用・確保への対策としては、必要に応じて外国人介護職員の採用を始め、その他職種の採用も含めてハローワークへの照会や近隣市町村への周知を行っていきます。また、高等学校や大学等 新規卒業者の採用に向けた学校訪問や地元の中学生を対象に福祉への関心を深めていただく試みとして「福祉の学習」を継続していきます。

併せて、介護職員等の継続的な処遇改善にも取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症は「第5類」に移行となっていますが、依然として予断を許さない状況が続いており、インフルエンザを始めとする他の感染症と併せて法人全体としての対策継続と予防の徹底に努めていきます。

【2】理 念

「福祉は心、こころを地域に」の理念の下、ご入所者の人権を尊重し集団生活を送る上での限界を理解した上で、できる限り一人ひとりが心地良いと感じながらあたりまえの生活を送れるようにそのお手伝い・支援をさせていただきます。

【3】重点目標

I. 新型コロナウイルスやインフルエンザを始めとする感染症対策と予防の徹底

感染症対策の基本（対策の3つの柱）である①病原体（感染源）の排除、②感染経路の遮断、③宿主（個々人）の抵抗力の向上に留意しながら対策を講じます。また、感染症対策委員会の中で発生時の適切な対応や予防についての検討を行い、職員一人ひとりが感染症への理解を深め予防に努められるように各職員への周知を行います。

II. 人材確保と質の向上

職員にとって働き甲斐のある職場・働いていて楽しいと感じられるような環境づくりを目指すとともに、個々の資質向上にも取り組んでいきます。人材の確保に向けては、新卒者確保のための学校訪問や奨学金制度の活用、外国人介護職員の採用に向けて関係機関との連携を図ります。同時に、栄養ケアマネジメント実施によりご入所者の健康保持を目指します。

III. 施設内事故防止の徹底

日常の介護における細やかな配慮、見守り・声掛けはもとより職員間の連携に十分注意しながら事故防止に取り組めます。また、身体への直接的なものはもちろん言葉や会話も含めた虐待防止と併せて、各種研修会への参加や施設内研修会の実施等に取り組むことで職員間の意思統一と意識の向上に繋がります。

【4】事業計画

I. 稼働率の向上に向けた取り組み

事前面接を含めた調査や関係機関との連携による情報収集、入所判定会議の計画的開催並びに入退所時の円滑な連絡調整により稼働率の向上に努めますが、総体的な人口の減少に

より入所申し込み者・待機者も減少していることから、1日当たりの平均入所者 45 名、ショートステイは年間延べ利用者 550 名を目標としています

他方、町内在住者の緊急時の受け入れやショートステイ利用者への対応についてはそのニーズに添うべく柔軟な姿勢で取り組みます。

令和 5 年度 入所者	47 名	ショートステイ利用者 延べ	600 名
令和 6 年度 入所者	40 名	ショートステイ利用者 延べ	550 名
令和 7 年度 入所者	45 名	ショートステイ利用者 延べ	550 名

II. 固定資産物品の購入と施設整備計画

- ① 特殊機械浴槽 1 台、特殊機械浴槽運搬車（電動ストレッチャー）2 台の購入
- ② 施設北側廊下パネルヒーター取り換え
- ③ 施設屋上 漏水箇所の補修・修繕

III. 感染症対策の継続と予防の徹底

今年度も引き続き新型コロナウイルスを中心にインフルエンザ、ノロウイルス、風邪等も含めた感染症対策の継続と予防の徹底に努めます。職員一人ひとりが感染症への理解を深め予防に努めます。また、定期的開催される感染症対策委員会の中で研修を行いつつ、職員間の連携をとって発生時の適切な対応についても検討を行います。

日ごろからの具体的な取り組みとしては施設内の換気やマスクの着用、施設内備品の消毒等を継続することとします。

IV. 防災訓練の実施

定期的な防災訓練の実施により災害が発生した際の相互協力や連携等、迅速且つスムーズな対応ができる体制づくりを行います。また、災害の種類や内容への理解を深めるとと

もに備えを充実することで発生時におけるご入所者や建物の安全確認についての共通認識を高めていきます。

V. 虐待防止・身体拘束廃止への取り組み

ご入所者個々人の尊厳の保持や生活の自由を保障する観点から高齢者の虐待防止や身体拘束廃止に取り組みます。具体的には「身体拘束適正化検討委員会」をとおしてご入所者一人ひとりの身体状況や精神状態等、現状（必要性）を的確に把握・判断した上で緊急やむを得ない場合を除いて原則行わないこととします。また、委員会での検討・協議をとおして身体拘束や虐待の防止に関する問題意識を高めるとともに職員個々の質的向上を図り、身体拘束を行わざるを得ない場合においても廃止に向けたケース検討と取り組みを行います。

【5】年間行事計画（主な行事）

月	行 事 内 容	月	行 事 内 容	月	行 事 内 容
4 月	開苑記念夕食会	8 月	盆踊り	12 月	クリスマス会
5 月	お花見昼食会	9 月	敬老会	1 月	書初め
6 月	菜の花見学	10 月	運動会	2 月	節分豆まき
7 月	七夕飾り	11 月	秋のバイキング	3 月	ひなまつり

※その他毎月の行事として誕生会を開催します。また、定期的にお茶会を開催する他、鍋料理やジンギスカンを提供する昼食会を実施することで食べることの楽しさを感じていただけるように努めます。

※避難誘導訓練（含夜間想定）は年2回以上計画します。（6月、3月）

※自然災害想定 of 訓練は年 1 回計画します。(9 月)

※来苑関係では神社祭のお神輿や獅子舞、幼児センターのお遊戯、中川中学校 P T A ・生徒ボランティア、つつじの会による誕生会 歌ボランティア等を予定していますが、上記の行事内容も含めて感染症等の動静を見極めながら対応していくこととします。

【6】研修会及び会議計画

今年度も専門職員としての資質の向上を目的として各種研修会への参加や施設内研修会を開催します。外部研修への参加については引き続きオンラインやeラーニングで開催される場合が多いと予想されますが、積極的に参加していきたいと考えています。また、各種会議や委員会等については従来どおり開催することで円滑な業務の遂行を図っていくこととします。

施設内会議等の開催	施設内研修会の実施	外部研修会への参加
① 職員全体会議 ② 運営会議 ③ 給食会議 ④ 介護職員会議 (主任・副主任会議を含む) ⑤ 行事・企画委員会 ⑥ 事故防止委員会 ⑦ 感染症対策委員会 ⑧ 身体拘束適正化委員会	① 全体研修会 ・虐待防止 ・感染症対策 ・身体拘束適正化 ・災害時対策 ② 新任職員研修会 (OJT 研修・面談等含む) ③ その他	① 全道・道北地区老施協施設長研修会 ② 道北地区老施協生活相談員・栄養士研修会 ③ 感染症対策研修会 ④ 高齢者虐待防止研修会 ⑤ 身体拘束廃止研修会 ⑥ 介護職員初任者研修会 ⑦ 介護職員専門研修 I

⑨ 機能訓練推進委員会 ⑩ 研修委員会 ⑪ その他		⑧ 介護職員専門研修Ⅱ ⑨ 看護師専門研修会 ⑩ 生活相談員専門研修会 ⑪ 介護支援専門員研修会 ⑫ 認知症介護基礎研修 ⑬ その他
--	--	--